



馴れ合いやお任せといったことが多くある。どういう権限で、どういう責任だということがあまり明確になっていなかった。人を信用して人間関係でやっているのが今の組織。緊張感がない。きちっとしたことでの審議を通していただいて、新しい役員で改善するところは改善し、予算を修正するところは修正していただきたい。

問 「理事全員が辞めるから、これを通してくれないか」と言えないのか。理事は本当にこれについて自分たちには道義的責任があると思っっているなら、はっきりもの言えると思う。

問 (冒頭の幸田会長の辞意表明は) トップの挿げ替えだけを考えているのではないか。外国に持っている金は143億9千万だが、実際に昨年の総会で加入者に返すという決議をしている金額は185億円。そういった膨大な金を返す能力は3つの組織にはない。理事全員に責任がある。

問 不本意ながら3号議案までは賛成しないと思うが、理事長一人の責任ではなく、理事全

員に責任がある。それを踏まえ、3号議案まで了承してほしいとするならわからなくもない。

問 1号から3号議案は、この間否決されたのと同じもの。一度否決されているものを、そのまま出して来られても、県に持ち帰って説明ができない。改善策も提示されていない中で、賦課金が各単位組合から徴収できるか。

答 前回は、細かく個別に審議せず、否決されてしまった。これはおかしいとか、これは改善せよということも審議されていない。もう一度審議してほしい。

第4号議案 借入総金額の最高限度額承認の件

事務局より、「国税庁の業務是正命令・運営改善勧告において、早急に総会に諮って了承を得よ、という指導を受けた。最高限度額30億円の内訳として17億円は不動産部門で、平成3年の事務所立替の際の借入金である。その際に遺跡が出土し、発掘作業にかかる費用は土地所有者が支払うことになっていることから、全酒協と全

生協から5億円ずつ合計10億円の借入れを行った。現在まで残ってきたのは、この部分。これについては、賃貸型土地信託に含まれるということ、今まで総会に諮られていなかった。これまで返済を行い、現在、双方の団体で各3億1千万ほどになっている。加えて土地信託部分に太陽生命からの借入れがあったが、土地信託の部分であるので、借入れに計上するも

質疑応答の中の「問」は会員からの質疑・要望。「答」は執行部、年金精算委員会、事務局からの答弁です。

のではなかった。しかし、太陽生命が清算したことに伴って、平成15年に全酒協にその立替えとして借入れを受けてもらった。それが10億ある。全生協・全酒協からの借入分と併せて16億強ということ、不動産部門で17億円の借入れのお願いをしている。一方の13億円については年金の第1回目の返還に際しての不足分である。昨年の6月30日の償還が遅延されたことを受けて、時間的猶予がなく、高度な判断を要する中で、中央会三役、年金精算委員会、全酒協の三役等で、選択肢の少ない中でどうすべきか、契約不履行で同意書を無効にするのがいいのか、多くの議論をした。併せて借入総金額の設定については、定款の条項にあるように総会決議になっている。本当に悩みながら事後になるが、理事会承認を得て、総会に諮ることとなった。旨の概要説明の後、質疑応答となった。

*** 質疑応答 ***

問 不動産部門の17億円については、新たな借入れを防止するために毎年度の返済に応じて、残額相当分を最高限度とするような付帯条件をつけていただきたい。13億円の部分については、反対する。これを認めることによって、組合員1人当たり1万1千円強の借金を負わされることになる。また、理事会の承認を受けずに行った銀行からの借入れ、担保の提供などは定款等に違反し、損失発生の防止に最善の注意を尽くすべき地位にある理事としての善管注意義務違反をしている。事後承諾であっても承認した理事全員で共同して13億

円の借入れを肩代わりしてほしい。また、特に三役は、責任が重い、その責任の大小に応じて、理事の方々の私的財産を担保として出していたり、返還されれば実害はないのだから。誤った運営をし、外国に資金を持つていて消滅させた責任を明確にとつてもらわないといけない。これを承認すると、県連会長の責任になる。

問 とにかく大事なことは、13億円返すこと。また、8月23日に予定されている掛金相当額の10%の返還。これが非常に大事なこと。現在の年金資産の回収の可能性は、ゼロか75%か、それ以上か、ということの判断だと思う。その判断をつけていただきたいという思いが

四十万隆(富山県)年金調査委員長報告の概要

中央会は、チャンスリー債の購入、理事会に諮らず第1回返還の足らず分を全酒協より借入れた、その裏付けとして譲渡担保の設定をした、という大きなボタンの掛け違いをした。平成14年12月20日(日付は12月31日付)にクレディスイスと契約を結ぶが、中央会三役はこの契約に同席していない。その後、平成15年1月29日に修正契約書が出され、中央会側には「M.KODA」のサインと中央会の銀行印が捺印されていた。幸田会長はこのサインについて知らないと回答している。前事務局長からは、聞き取り調査の中で、年金制度維持と情報保持のため、理事会に対し意図的に詳細説明を省略したと報告があった。回収の可能性について、当会の依頼した弁護士は困難としているが、このチャンスリー債を中央会に紹介したファンドエージェントは75%くらいと言っている。関係者が一丸となって回収に向かっていくべき。